

令和7年5月13日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり日本医師会より通知がありました。

本通知は、標記留意事項について、中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、中山間地域等に係る加算の取得要件の弾力化を行うこととされた第246回社会保障審議会介護給付費分科会（令和7年4月14日）での令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）の結果に基づき、一部改正があったことをお知らせするものです。

本通知による改正後の取扱いについては、令和7年5月の算定分から適用することとされ、各都道府県には、今般の取得要件の弾力化の対象となる訪問介護事業所において、当該加算の算定がなるべく早く可能となるよう、通常の締切りにかかわらず申請を受け付けるなど柔軟に対応いただきたい旨が示されております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

・介護保険最新情報 Vol.1382

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令7.5.2 老高発0502第1号、老認発0502第1号、老老発0502第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737